令和８年度長野市景観審議会委員公募　実施要領

１　募集趣旨

長野市は、緑に映える美しい山並みに四方を囲まれ、雄大な清流にのぞみ、固有の歴史と伝統のあるまちを創り出してきました。この豊かな自然と伝統文化を大切に守り育てるとともに、長野にふさわしい風格と魅力のある景観を創り出し、より一層魅力的なまちへと発展させていきます。

長野市は、この趣旨により長野市の景観を守り育てる条例を制定し、景観形成に関して必要な事項を調査、審議するため、「長野市景観審議会」を設置しています。この審議会では、安らぎと潤いのあるまち、歴史と伝統を活かしたまち、個性が息づくまちなど、魅力ある景観づくりに貢献している建築物・工作物・街並み、市民活動などを表彰する長野市景観賞の選考もしていただいております。また、屋外広告物条例に係わる事項についても審議の対象です。

ついては、長野市景観審議会において広く市民の皆様からご意見をいただき、より良い景観形成ができるように委員を募集します。

２　募集委員

委員のうち、学識経験者及び民間諸団体の代表者を除く公募委員（市長が必要と認める者）を募集する。

市民公募枠は、委員の 20 パーセント以上を目標とし、３名程度とする。

３　募集要領

(1) 募集対象

・市内在住で 18 歳以上（就任時）であること
・市の他の審議会などの委員になっていない人
・年数回平日に開催される審議会及び現地調査に出席可能な人

(2) 委員任期

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（２年間）

(3) 募集人数

若干名

(4) 募集期間

令和８年 12 月１日(火)から令和９年１月 20 日(水)〔必着〕まで

(5) 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、**「長野市の景観について考えていること」**をテーマにした小論文（800 字以内・書式自由）を添えて、まちづくり課まで提出または持参する。

なお、提出された応募用紙、小論文は返却しないものとする。

(6) 応募用紙の入手方法

・まちづくり課（市役所第二庁舎５階）に応募用紙を設置して申し出を受けた際、用紙を渡す。

・長野市のホームページでダウンロードを可能とする。

(7) 提出方法

ながの電子申請サービス、郵送、Ｅメールのいずれかにより、まちづくり課へ提出または持参する。

(8) 募集のお知らせ

「広報ながの」12 月号及び長野市公式ホームページに掲載

４　選考

小論文は、問題意識、論理性、判断力、独創性、表現力について評価し、性別 、世代、地域バランス等を総合的に考慮して選考する。

５　報酬

条例に定められた所定の報酬を支給する。

６　問い合わせ

長野市都市整備部まちづくり課

〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話 224-7179(直通)

Ｅメール machi@city.nagano.lg.jp

◎ 選任までの日程

・募集締切	１月 20 日(水)	(当日必着)
・選　　考	１月 20 日(水)～	(事務局による応募書類の確認)
	２月初旬	(選考委員会による選考)
・内　　定	２月中旬	(選考結果報告（総務部総務課報告)、応募者に宛て結果を通知)